公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和7年10月3日から令和8年2月3日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和7年10月3日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目2番12号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス& リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	今枝 哲郎

3 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
	東京都千代田区丸の内一丁目 3番2号	橘正喜	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
	東京都千代田区丸の内一丁目 3番2号	今枝 哲郎	令和7年6月25日 代表者変更

4 届出年月日

令和7年9月24日